

(設置)

第1条 令和11年(2029年)に、熊本市動植物園(以下、「動植物園」という。)は開園100周年を迎える。その節目を迎えるにあたり、市民や事業者等に、寄附金等を通して、動植物園運営に参画いただくことで、動植物園100周年記念事業を推進するために、熊本市動植物園100周年記念サポーター(以下、「サポーター」という。)を設置する。

(庶務)

第2条 本サポーター制度に関する庶務は、動植物園が行う。

(サポーター)

第3条 サポーターになろうとする者は、動植物園に申込を行い、動植物園は趣旨に賛同する者として登録を行うことができる。

2 サポーターの登録期間は、登録日の1年後の当該月末までとする。

(サポーター寄附及び特典)

第4条 サポーターは、別表に掲げる資金又は支援を寄附として提供するものとする。

2 サポーターの資金は、動植物園の施設整備や運営に要するための経費として用いるものとする。

3 第1項の資金の寄附の履行は、動植物園の各窓口又は市が指定する納付方法により行う。

4 動植物園は、別表に掲げるサポーターの種類及び資金又は支援に応じてサポーターとして登録を希望する者に、登録証を交付する。

5 動植物園は、登録証の交付を受けた者に対し別表に掲げる特典を付与するものとする。

6 登録証の交付を受けた者は、前条第2項の規定に基づく登録期間内において、複数登録することはできないものとする。

7 登録証の交付を受けた者(個人に限る。)が、前条第2項の規定に基づく登録期間内において、複数回寄附をした場合は、登録期間内に累積した寄附金額に応じてサポーターの種類を変更することができる。ただし、前条第2項の登録期間は変更しないものとする。

(提案型支援サポーターの要件)

第5条 提案型支援サポーターの支援内容については、事業者等からの提案に基づき、事業者等及び動植物園が協議の上決定する。

(提案型支援サポーターの手続)

第6条 提案型支援サポーターの申請手続は、次の各号に定めるところによる。

(1) 申請

支援を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、「熊本市動植物園開園100周年記念サポーターにおける提案型支援サポーター制度申請書」(様式第1号)に必要事項を記入の上、支援内容の概要が分かる資料を添付して提出する。

(2) 認定

ア 支援内容や方法等については、申請者及び動植物園が協議の上決定するものとし、動植物園が必要と認める場合は内容等について条件を付すことができる。

イ 次の各号のいずれかに該当する申請については、認定しない。

(ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(ウ) 人権侵害につながるおそれがあるもの

(エ) 選挙に関するもの

(オ) 政治性のあるもの

(カ) 宗教性のあるもの

(キ) 社会問題について主義主張

(ク) 個人又は法人の名刺広告

(ケ) 美観風致を害するおそれがあるもの

(コ) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

- (ロ) 誇大、虚偽、誤認等のおそれがあるもの
- (ハ) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (ニ) その他動植物園のイメージを損なうおそれがあるもの
- (ホ) 動植物園の負担が明らかに見込まれるもの

(3) 通知

認定を行ったときは、「熊本市動植物園開園100周年記念サポーターにおける提案型支援サポーター制度認定通知書」(様式第2号)により申請者に通知する。

(提案型支援サポーター及び企業・団体サポーターにおいて申請を受理しない業種及び事業者)

第7条 提案型支援サポーター制度及び企業・団体サポーターにおいて、次の各号に該当する者からの申請は受理しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む事業者
- (3) ギャンブルに関する業種(当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)に規定する宝くじに係るものを除く。)
- (4) エステティックサロン、美容整形など、法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (5) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に規定する通信販売、訪問販売を専ら行う事業者(特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者を除く。)
- (6) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のある、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (7) 結婚相談所、交際紹介業等の業種
- (8) 探偵社、身元調査会社等の業種
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等にかかる指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号)に基づく指名停止を受けている期間中の事業者
- (11) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当する事業者
- (12) その他本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある業種及び事業者  
(提案型支援サポーターに係る内容の変更)

第8条 申請者は支援内容や方法等について変更があるときは、動植物園に報告しなくてはならないものとする。この場合において、動植物園は申請者に対して再申請を求める場合がある。

(提案型支援サポーターに係る申請の取下げ)

第9条 申請者は、自己の都合により申請を取り下げることができる。ただし、申請の取下げに係る一切の費用等は、申請者が負担するものとする。

(提案型支援サポーターに係る申請者の責務)

第10条 申請者は、支援内容や方法等について一切の責任を負うものとする。

(実績報告)

第11条 動植物園は、毎年3月末日までのサポーター資金の使用実績を集計し、動植物園ホームページ等で公表する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	サポーターの種類及び資金又は支援	特 典
個 人	ブロンズ会員 2,000円以上	・登録期間中入園料を免除する
	ゴールド会員 10,000円以上	・登録期間中入園料を免除する ・サポーターを対象とした催事への参加 ・市が指定する記念品を贈呈 ・100,000円以上の寄附者に感謝状の贈呈* ・登録期間中、動植物園ホームページ等に氏名の掲載*
企業・団体	企業・団体会員 100,000円以上	・登録期間中、動植物園ホームページ等へ企業団体名及び広報の掲載* ・感謝状の贈呈*
提案型支援 (役務・物品等) 個人	提案型支援（個人会員） 年間で100,000円相当以上	・登録期間中入園料を免除する ・サポーターを対象とした催事への参加 ・市が指定する記念品を贈呈 ・登録期間中、動植物園ホームページ等へ氏名及び支援内容の掲載* ・感謝状の贈呈*
提案型支援 (役務・物品等) 企業・団体	提案型支援（企業・団体会員） 年間で100,000円相当以上	・登録期間中、動植物園ホームページ等へ企業団体名及び支援内容並びに広報の掲載* ・感謝状の贈呈*

\*は希望者のみ

年 月 日

熊本市長 宛

熊本市動植物園開園100周年記念サポーターにおける提案型支援サポーター制度

申請書

（申請者）

住 所

商号又は団体の名称

代 表 者 名

本制度の趣旨及び内容を理解したうえで、次のとおり申請します。

提案の名称及び支援内容		
連絡先	住 所	(〒 ー )
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	担 当 者 名	
	電子メールアドレス	

※この申請書には、支援内容の概要が分かる資料を添付してください。

【留意事項】

- 1 本件に要する一切の費用は申請者の負担とします。
- 2 提出された全ての書類等は返却できません。
- 3 公文書開示請求があった場合、個人情報を除き、原則として提出書類を公開します。

様

熊本市動植物園開園100周年記念サポーターにおける提案型支援サポーター制度

認定通知書

熊 本 市 長

(動植物園扱い)

この度、申請いただきました内容について、以下のとおり提案型支援サポーターとして認定  
しましたのでお知らせします。

認 定 番 号	
商号又は団体の名称	
支 援 内 容	
支 援 方 法	
備 考	

〒862-0911

熊本市東区健軍5丁目14-2

熊本市動植物園

電話番号096-368-4416